

10 交通事故対応

初期対応のポイント

- ① 事故現場又は警察・病院へ複数の教職員で急行し、事実確認を行う。
- ② 加害・被害者に関わらず、負傷者の救助を第一にする。
- ③ 管理職と生徒指導主事へ、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。

発生直後

現場到着

- ・現場到着後は、二次被害防止のため、両当事者を安全な場所へ移動させる。
- ・事情により、下記の事項について確認する。

被害者の場合

事故現場又は警察・病院へ

- ・複数の教職員で、事故の現場等へ直ちに急行する。
- ・通報者から、事故の状況・被害生徒の人定事項・負傷状況等を聴取する。
- ・救急車の出動の有無を確認する。

保護者への連絡

- ・保護者に対し、被害生徒の事故の概要及び負傷状況について連絡する。
(場合によっては、事故現場や搬送先の病院を知らせる。)

加害者の場合

事故現場または警察・病院へ

- ・状況により複数の教職員で、事故の現場へ急行する。

加害生徒への対応

- ・当該生徒が興奮状態にある場合は、落ち着くように話しかけ、具体的な指示を与える。

加害生徒からの聴取事項

- ・加害生徒自身の怪我の有無
- ・相手方の負傷程度と救急車の要請
- ・110番通報又は所轄署への連絡
(警察や救急車への連絡がなされていない場合は、学校から連絡する。)
- ・保護者に対し事故の概要について連絡する。

連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事への報告（5W1H、事実のみを正確に）
- ・情報を一元化
- ・教育委員会への報告
(事故の大きさや負傷の程度により、校長の判断で必要に応じて)
- ・関係学校への連絡(共犯者や被害者として他校生も関わっている場合)

※管理職・生徒指導主事への連絡・報告は問題事象が解決するまで適宜行う。

生徒・保護者への対応

当該生徒

被害者の場合

- ・容体や怪我の状況等に応じて対応する。
- ・事故発生時の状況を詳しく聴取す

当該生徒の保護者

被害生徒の保護者

- ・被害生徒が怪我等により、病院へ搬送・入院した場合は、直接赴いて保護者と面会する。

る。

加害者の場合

- ・ 事故発生時の状況を聴取する。
- ・ 再発防止に向けた安全運転指導を実施する。
- ・ 被害者への謝罪及び対応について話し合う。
- ・ 心のケアが必要な場合は、教育相談係やスクールカウンセラーを要請する。

- ・ 事故の状況等について、家庭訪問や保護者に来校を依頼し、直接説明する。

- ・ 通学路における事故であれば、今後の改善点等について説明する。

加害生徒の保護者

- ・ 温かい態度で接し、加害生徒への避難は避ける。
- ・ 被害者への対応(謝罪等)について話し合う。
- ・ 相談機関の紹介を行う。

HRや全校生徒への指導等

臨時のHR活動、学年集会、全校集会等での指導

- ・ 関係機関の講師等を招いて、交通安全教室や講演会を実施する。
- ・ 交通規範の遵守、命の大切さや交通事故の重大性について、安全意識の高揚を図る。

保護者・育友会（PTA）との連携

- ・ 安全意識について、各学校の方針について保護者及び地域、関係機関等の理解と協力を求める。
- ・ 交通事故防止のための文書等を作成・配布するなどの啓発を行う。

通学路

- ・ 通学路における事故の場合、その安全性や危険性について確認し、より安全な通学路を設定するなど改善を図る。